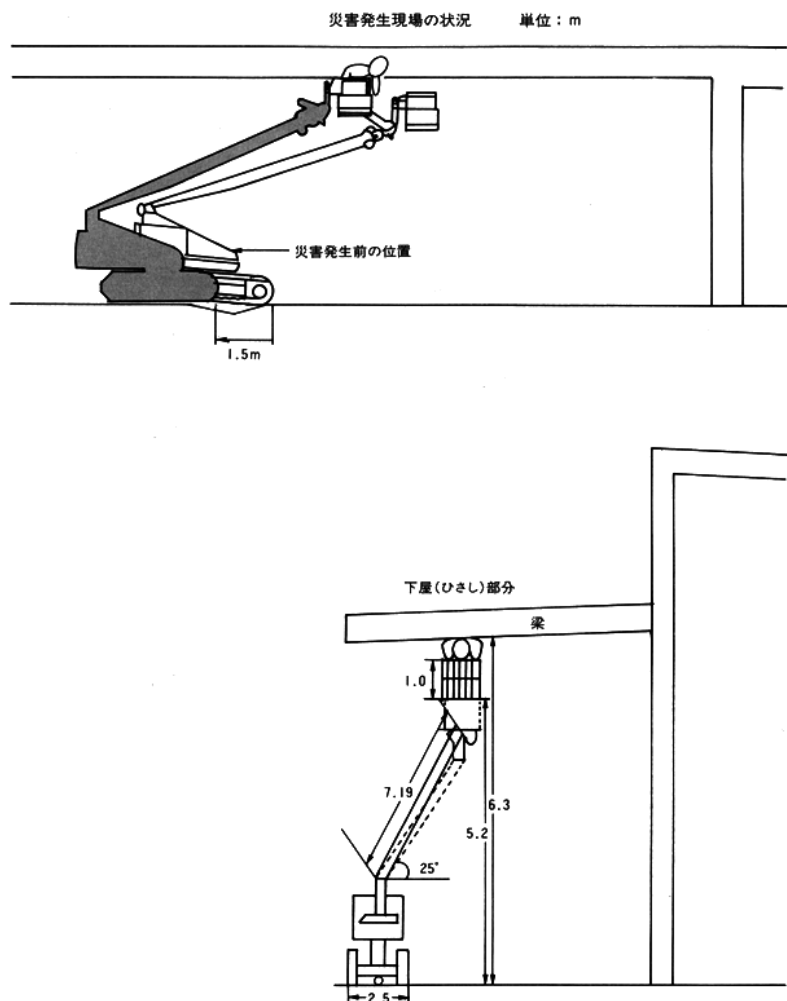


高所作業車で移動中、梁とバスケットの間に挟まれる



この災害は、鉄骨家屋新築工事現場で、下屋部分の梁に墜落防止用の安全ネットを張る作業において、高所作業車のバスケット(作業床)に乗り、移動するために走行したところ、上方の梁とバスケットの間で挟まれ死亡したものである。

災害が発生した現場は、基礎工事、鉄骨組立工事をほぼ終了し、躯体工事を着手するに当たり、外壁の下地取り付けの作業と、下屋部分の梁に墜落防止用の安全ネットを取り付ける作業を行うこととしていた。

災害発生当日、当該工事に従事していたのは、鉄骨工事全般を請け負っていた甲社所属のA(=現場責任者)と鉄骨建方工事のみ請負の乙社所属B、C(=被災者)の3名であった。

その日の作業の打ち合わせをAとBで行い、外壁の下地取り付け作業はAとBが、安全ネットの取り付け作業はCが行うこととした。

安全ネットの取付けは、梁に1m間隔に取り付けてあるネットクランプに、高所作業車を用いてネット(10m×6m)を取り付けていく方法である。Cは梁の

下に高所作業車を入れ、バスケット内から運転操作、および取付け作業を行っていた。

この作業において取付け位置を移動するために、C は、バスケット内で自らの操作により高所作業車のブームを下げずに約 1.5m 走行(後進)したところ、上方の梁とバスケットの間で挟まれて被災したものである。

なお、高所作業車の走行経路の地盤には、わずかな起伏があった。

また、C は高所作業車運転技能講習を修了していたが、本作業を単独で行っており、当該工事に従事していた他の A、B は事故発生時には C から離れた位置にいた。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 高所作業車を用いての作業が、作業計画のないまま行われたこと。
- 2 高所作業車のブームを作業状態に保持したまま、まったく下げずに走行したこと。
- 3 地盤が若干起伏していたため、バスケットが若干上がったこと。

同種災害を防止するためには、次の対策を徹底する必要がある。

- 1 高所作業車を用いての作業計画を作成し、かつ作業は当該作業計画により行うこと。
- 2 運転者に対しては、作業標準を作成し周知徹底を図ること。
- 3 高所作業車のバスケットに乗り作業移動するときは、走行に係る場所の地形および状況を確認し、ブームを下げて走行すること。
- 4 走行路の地盤は、平坦で堅固な状態に整備すること。